

# 全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース 2月号 (No.123)

2014年2月24日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 [gsp10404@nifty.com](mailto:gsp10404@nifty.com)

## 会員のみなさん、いかがおすごしですか

子ども・子育て支援新制度にむけて、必要事項を定めた政省令が、年度末までに出される予定です。それを受けて、市町村では、早ければ6月議会で条例策定に進むことが予想されます。この6月議会・9月議会にどのような条例がつけられるかで、今後の各自治体での保育・子育てが大きく左右されることになる、そういう大事な時期に入ってきました。

経営懇は、「幼保連携型認定こども園への移行はせず、保育園経営を貫こう」と主張し、1月のセミナーにおいても、訴えてきました。なぜ、保育園経営を貫くのか？一つには、すべての子どもの健やかな成長は公的な責任において保障されるべきという立場から、それを具体化するには、運動の力で復活させた児童福祉法24条1項にもとづく保育園である必要があるから、ではないでしょうか。そして、幼保連携型認定こども園の特別扱いをゆるさず、どの施設に入所しても差別されることのない、平等な乳幼児期のあり方を実現させていくために、「子どもの保育に格差をつけない」と声を大にし、自治体や議会に伝えていくことが求められています。

与えられる枠組みの中だけで考えていては、公的な保育保障を壊そうと狙う側の思うつぼです。枠組みそのものを改善させる立場で大胆にとりくむことが、その先の展望をうみだすことは、保育運動の歴史をみても明らかです。

## 新制度をめぐる動き

内閣府の子ども・子育て会議は、2月24日の基準検討部会を最後に政省令をとりまとめ、3月末までに作成する予定で動いています。公定価格の仮単価は、4月以降に示される予定です。

### ●自治体がどのように説明するのか～機敏な対応が重要

政府は、1月24日に自治体向け説明会を開催しています（同封の説明会資料冊子を参照）。さらに、2月26日には、主管課長会議が開催される予定です。自治体への新制度施行にむけた説明が重ねられ、それを受けて、各自治体で子ども・子育て会議や園長会・所長会等へ説明されることとなります。

その際、自治体がどのように説明するのか注目し、それぞれの自治体の保育・子育てを現状より後退させないという観点から、その都度、質問や要望、問題があれば抗議する等、敏感に対応していくことが重要です。

岡山市では、市が保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園の3施設比較対照表を作成し、子ども・

子育て会議で配布しました。『学校教育への対応』『子育て支援への対応』といった項目をあげ、幼保連携型認定こども園だけがすべての条件をクリアするような表が作成されました（同封資料参照）。岡山市園長会では「幼保連携型認定こども園だけがすべての項目に対応できる施設であるかのような表記は、移行を誘導するもので問題がある。また、“保育所は学校教育への対応をしていない”という表記は間違いであり、保育所が果たしている役割や現在の保育の実態を正確に反映していない」と、すぐに抗議しました。幼稚園団体も抗議し、その後、市は資料を撤回しました。

このように、行政の説明に疑問や問題点がある場合は、機敏に対応し声をあげる必要があります。

### ●政省令(今年度末作成)をうけて、自治体は6月議会での条例策定を迫られている

1月24日の自治体向け説明会資料によれば、国は、政省令にもとづき可能な限り6月議会で条例を策定するように自治体に求めています（資料8-1）。

新制度施行に向けた準備は、自治体によって差が

あり、ニーズ調査を終えて事業計画づくりに向けて動き出している自治体もあれば、ニーズ調査自体がこれからといった自治体もあります。一律に6月議会で条例策定が行われるとは限りませんが、6月議会までが一つの節目になることは間違いありません。

#### ◆条例で定める主な内容

- ・新幼保連携型認定こども園認可基準（都道府県・政令市・中核市）
- ・地域型保育事業認可基準（市町村）
- ・放課後事業健全育成事業基準（市町村）
- ・支給認定基準（市町村）

## ●幼保連携型認定こども園への移行問題

新制度の幼保連携型認定こども園は、内閣府の管轄で都道府県知事の認可を受ける新たな認可施設で、保育所とは全く別の施設です。法律が成立する過程で、三党合意により「保育所等の既存施設の幼保連携型認定こども園への移行は義務付けない」とされました。しかし、政府は、幼保連携型認定こども園への移行促進の方向で動いています。認定こども園への移行に関して、市町村が定めた計画数に加え、都道府県が計画で定める目標数まで移行させるという特例措置をとり、何としても移行を促進させようとしています。基本指針（案）によれば、都道府県計画で定める数は、移行を促進するため設定する、とされています（下記の参考欄を参照）。

＜参考＞子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）  
ウ 幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整  
（中略）  
（イ）都道府県知事は、アにかかわらず、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園（略）への移行の認可又は認定の申請があった場合において、当該幼保連携型認定こども園等が所在する都道府県設定区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（略）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における特定教育・保育施設の必要利用定員総数（略）に、都道府県計画で定める数を加えた数に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る幼保連携型認定こども園等の設置によってこれを超えることになると認めるときを除き、当

該幼保連携型認定こども園等の認可又は認定をするものとする。なお、都道府県計画で定める数は、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望に十分配慮し、保育所の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定すること。

（傍線：経営懇事務局）

政府は、三党合意によって法律では移行を義務付けられなかったため、何としても移行の方向に誘導しようとしている状況であることを、おさえておく必要があります。

また、「幼保連携型認定こども園の公定価格の方が他の施設より高くなるのではないか」といった不安がよくかれますが、公定価格は確定ではありません。むしろ、幼保連携型認定こども園を特別扱いするのでなく、どの施設でも同じように保育が行えるように、制度導入前の今、要求すべきです。

「今、移行しなければ乗り遅れる」といった雰囲気にならず、幼保連携型認定こども園の仕組みや内容等を把握し、現行の保育内容や保育水準が後退しないか、子どもにとってどうなのか、検討していくことが重要です。

## ●その他の論点等について

その他、下記の論点にも注目する必要があります。

- ・保育の必要性の要件～障害を要件に含めるべき。  
これまで入所していた人が入れないことのないようにする。
- ・利用調整～24条1項（保育所）と、24条2項の施設とを、一緒に申込み受付し調整できるのか。
- ・公定価格～費目積み上げ方式とすべき。短時間（8時間）の公定価格を現行の運営費なみとすべき。  
幼保連携型認定こども園に差をつけるなど、施設・事業によって格差を設けないようにすべき。  
これらの論点を含め、新制度の概要・問題点をあらためて深く学習し、各自治体でひかれるようになっていくことが、民間保育園の経営に責任を持つ園長・理事に求められます。政省令発令をみすえて保育研究所フォーラムが企画されていますので、ぜひご参加下さい。

新制度の主要論点と、願いを実現する視点

政省令・公定価格の仮単価をどう読み、子どもたちのために何をすべきか

4/26 新制度導入と幼保連携型認定こども園を考える

4/27 新制度の主要論点の徹底討論

※詳細は、同封の案内書をご参照ください。

# 各地域の活動・運動

## ●幼稚園経営の現状から、新制度施行後の保育園経営を考える／埼玉経営懇研修会

埼玉経営懇・桂川順子

2月5日、埼玉経営懇主催による研修会『新システムと保育園経営』を開催いたしました。今回は、埼玉経営懇に入会していない園を含め200カ園に案内をし、当日は60数名の参加者がありました。

子ども・子育て支援新制度にむけて、幼保連携型認定こども園等、保育園以外の経営状況を知る手がかりとして、『幼稚園経営の現状を学ぶ』として、県内にある美保野学園みほの幼稚園園長・安野儀雄氏を講師に招き、幼稚園の経営実態を学びました。

幼稚園の収入は、保育料はじめ、入園料・施設整備にあてる納付、給食費・バス代・その他、約7割が父母の負担によるものです。補助金の比率は30%にも満たず、父母の負担を、常に60%以上に高めていないと経営が維持できないことには驚きでした。直接契約・自前経営とはこういうことなのか、直接契約の施設になったら経費削減と人件費切り詰め、父母からの納付金集めに追われる世界に入ってしまう、ということがわかりました。

また、後半は、『保育をめぐる最新情報について』をテーマに、保育研究所の逆井直紀氏の講義を行いました。逆井氏は、この間の検討状況をふまえ、「詳細がはっきりしていない段階で、幼保連携型認定こども園への移行を急がなくてもいいのではないか?」「市町村にむけて、児童福祉法24条1項に定

められている市町村の保育実施義務について、自治体と一緒に考えあっているよう、園長会などが積極的になることが必要ではないか!」と強調していました。

最後に、埼玉経営懇より今後の行動提起を行いました。

<参考資料>

行動提起

国は、2015年4月 子ども・子育て新制度の本格施行に向けて、2014年3月には条例策定などの準備を終了し、2014年9月議会において、地方条例化を経て、秋には支給認定・入所申し込みなどの実務作業というスケジュールで準備を進めています。

市町村によっては、公立幼稚園と保育所とを統合して幼保連携型認定こども園への移行、認可保育所の幼保連携型認定こども園への移行を促進する動きなども出てきています。保育関係者の中でも正確な情報が得られない中で「こども園に移行すべきか、保育所として残すべきか」決めかねています。

こうした動きに対して、児童福祉法第24条1項「市町村の保育実施責任」と保育所における保育実施を基本にすえ子どもの権利を守るために、新制度の実施主体である市町村に向けて、子どもの権利を守るために粘り強く取り組んでいきましょう。

- ①児童福祉法第24条1項の意義と価値を認識し、子どもの最善の利益のために保育園経営を貫きます。
- ②自治体に向け、保育実施の責任の徹底・国庫補助・負担金の拡充を求めます。
- ③質の高い保育実現のために最低基準の引き上げと保育士の抜本的な処遇改善を求めます。
- ④自治体と議会に子どもの権利保障と保育条件の改善を担保する地方条例の制定を求めます。
- ⑤よりよい保育制度をめざし、民間保育園や保育関係者・団体と幅広い共同の取り組みを広げます。

2014年2月5日

埼玉経営研究懇話会



# ●新制度概要説明会—要求し続け、市に開かせる

## ／宮城県・塩釜市

宮城県経営勉強会 小幡正子

『塩釜よりよい保育を進める市民の会』では、昨年末から市に対し、説明会開催を要請してきました。保護者もまじえ、粘り強く要望を続け、2月8日(土)に、市の担当課長を招いて新制度に関する説明会を開かれました。

当日は、市公民館会議室を会場に、30年ぶりの大雪という悪天候の中でしたが、保護者のみなさん約40名が集まり、会場いっぱいになりました。



初めに担当課長より、「のびのび塩釜っ子プラン」(5か年計画)による塩釜市の保育・子育ての現状が報告され、続いて、子ども・子育て支援新制度については、下記のように説明されました。

①入所に関して・・・保育の必要性の認定申請と保育利用希望(申込み)を、一緒に出せる。認定にあたっては、今でも両親フルタイムで共働きは、点数が高いので問題ない。隣の多賀城市は待機児童も多く大変だが、塩釜市は待機児童もなく計画に変化はない。

②国は認定こども園の普及を目指しているが、浸透しておらず、行政では使いにくい制度と考えている。市内でも、同じ設置者が「幼稚園」と「保育園」を運営しているが、別々のほうが良いと考えているようである。

質疑応答では、次のようなやりとりをしました。

「入所調整について、市で一括調整するのか？優先利用も含めて調整できるのか？又、継続利用についてどう考えるのか？」

市：調整は、定員を超えた時行う予定。優先利用は、公立で考える必要あり。

「保育料はどうなるのか？認定こども園との違いがあるのか？」

市：よくわからないが、変わらないと思う。認定こども園も変わらないと思う。

「定められた保育料に上乗せして徴収もあるのですか？」

市：よくわからないが、ないのでは。幼稚園では、入園時の経費があるようである。

「補助金については、今まで通りですか？地方交付税に入るとどうなりますか？」

市：補助金についてもまだわからない。

感想としては、「説明がわからなかった。せっかく時間とったのに残念。行政でもっとわかってから説明してほしい。」というのが、参加者全員の思いといっても言い過ぎではありません。その他、「保育の拡充につながるのか？多額の費用投じると思うが、親・子どものための新制度になるのか？」「どの子ども平等に保育が受けられる制度を望む」「待機児解消のかわりに、保育の質の低下がないように。」等々、寄せられました。

行政側で説明する課長も分かっていないことが多く、感想にあるように新制度がどのようなものであるか理解できないままに終わりました。これで終わりにせず、何回か会を重ねること、何が問題なのか浮き彫りにしていくようなすすめ方の工夫も、必要であったと思います。とはいえ、運動の側の要望で、保護者にむけての説明会を実現させたことは、大きな一歩であると思います。



## ●保護者・職員で新制度学習会開催～「私たちに何かできることがあれば…!」／東京

東京・練馬区立北町保育園 高田礼子

1月29日に、保育研究所の逆井直紀氏を講師に招き、新制度の学習会を開催しました。当初は、保育園内で開催する予定でしたが、公設民営のという形態のため、施設を使うことができず、急遽、近くの公民館を借りて行ないました。会場の変更もあり、参加者が少ないのでは、と心配しましたが、当日は保護者8名と職員（パート含む）26名が参加し、にぎやかな学習会となりました。

練馬区立北町保育園の運営を、(福)陽光会が行うようになって4年目を迎えましたが、これまであまり、保護者と一緒に学習等をする機会をつくっていませんでした。しかし、新制度施行が迫る中で、一緒に学習しようと呼びかけたところ、ゼロ歳児の保護者が多く参加してくれました。保護者会の会長さんも、他の役員さんに声をかけてくれました。

学習会の翌日、ゼロ歳児の保護者の方が「私たちに何かできることがあれば・・・」と、署名用紙とカンパ3000円を持ってきてくれました。全世帯数から見れば決して多いとは言えないかもしれませんが、参加してくれた保護者の方たちを核に、これからも保護者と一緒に学びとりくみを広げていける可能性を感じました。

## ●「保育園としてやっていく確信がもてた」—新制度学習会開催／北海道経営懇

北海道・のびろ保育園 菅原信子



関東地方を中心に雪の被害があった2月14日に、札幌で村山祐一氏を講師に招き「子ども・子育て支援関連

3法新制度と課題」と題しての講演会が行われました。悪天候の中、81名の参加となりました。札幌をはじめ、旭川、遠くは釧路からの参加もあり「認定こども園のことは、迷っていたけれど保育園としてやっていく確信がもてました。」という声もありました。また、札幌市保連会長、釧路教育大教員（子育て会員メンバー）と幅広い参加がありました。



この間、札幌・旭川で全保協役員が行った講演会では「認定こども園にならないと大変!」というような雰囲気がつくれ、認定こども園に移行しないと乗り遅れ?と感ぜられる施設長も多かったと思います。財源の問題でも消費税から7000億が国庫負担として投入される訳ではなく地方財政からの支出もあり、児童館やこどもの城などの財源も廃止され、それらがまわされることなど、地方でも財源のあり方に注視していかなくてはいけないことなどが話されました。また、保育所では「教育は行わない」という宣伝をされていますが、児童福祉法では、教育が位置付けられていること、教育基本法第11条でも保育所の教育が位置付けられていることなども紹介されました。保育園が積み重ねてきた財産をもとに、子どもたち、保護者、そして働く職員の為に力をあわせこれからの地方条例づくりへも声をだしていかなくてはいけない、と励まされました。

旭川では、17日月曜日に早速、保育連絡会として報告を兼ねた学習会が行われています。最後に講演後、帰れなくなってさらに延泊をしてくださった村山先生に感謝したいと思います。

<新連載>

# 労務管理Q&A

社会保険労務士・松田康子（第一経理）

今月号から、労務管理を学ぶ新連載がスタートします。日々の職場で起こる労務に関する様々な問題や素朴な疑問等々、お気軽にお寄せください。社会保険労務士の松田康子さんが、お答えします。

Q.

3月に退職する職員から年休を消化したいと言われました。年度末でとても忙しいため、休まれると体制が取れなくなって困るのですが、年休はとらせないとダメですか。

A.

年度末は猫の手も借りたいくらい忙しい時期で、退職されるだけでもどうしようと思うのに、年休まで消化したいと言われるととっても困りますよね。

新年度へ変わるこの時期は、年次有給休暇(年休)を基準日(4/1付)で一斉に付与する法人様がほとんどだと思います。年休を付与しても、業務が忙しかったり、体制が整わなかったりで、なかなか年休が使えず、ほとんど使わないまま時効を迎えたり、繰り越しになったりしているのが現状ではないでしょうか。

一方、年休に関するご相談が多いのが、ご質問のように「退職する職員から残っている年休を使いたいと言われ、引き継ぎできずに困っている」または、「年度末の退職で有給を請求されると困るので取得しないようにできますか」といった内容です。年休は、労働者の心身のリフレッシュを図ることが目的とされており、労働者の権利として法律上付与されているものです。なので、請求

された場合は、拒否することはできません。ただし、使用者は、保育園の正常な運営を妨げる場合には、その請求された時季を変更できる“時季変更権”があるので普段であれば行使できますが、退職時については、請求された時季を退職日後に変更することはできないので、請求を拒むことはできません。つまり、退職時にまとめて請求された場合は、年休を与えるしかありません。

こうなる事を防ぐために、法人としては、普段から年休を取得させ、少しでも残日数を少なくする方法で対処するようにしたほうがいいでしょう。では具体的には、どうすればいいのでしょうか。それには、「年休の計画的付与」という制度があります。

## ◆「年休の計画的付与」制度

「計画的付与」というのは、有給休暇のうち、前年度の繰り越し分を含めて5日を除いた残りの日数に関して、あらかじめ有給休暇の取得時期について事前に決めておく方法です。すべての日数を「計画的付与」の対象としてしまうと病気になった場合など私的理由で利用できなくなってしまっているので、ある一定数(5日)は自由に使えるよう残しておくように労働基準法で定められています。

例えば、有給休暇の付与日数が10日の人は5日分まで、20日の人は15日分までを「計画的付与」の対象とすることができることになっています。

ちなみに、この制度は日本の年休の取得率の実態が欧米に比べると少なかったため、気兼ねなく年休を取得できるよう、また取得することによって、年休の取得率を向上させるために導入されたシステムです。

## ◆年休の計画的付与制度の方法

### 1) 事業場全体の休業による一斉付与方法

[例] 夏季休暇 お盆の特別休暇3日間(8/13、14、15)の前後8/12と8/16を特別休暇でなく計画的に付与される休暇日として、年休をあてる

## 2) グループ別の交代制付与方法

[例] 5日分については、次のとおり A～C  
までの3つのグループに分けて与える。

A：8月4日～8月8日 B：8月18日～8月22日

C：8月25日～8月29日

## 3) 年休付与計画表による個人別付与方式

[例] 年休計画表を作成して、各自が休む日を  
決めておく

など様々な方法で活用されています。

導入するにあたっては、このような方法の中から  
実態に応じた方法を選択することになります。

### ◆制度導入に必要な手続き

就業規則に「計画的付与」について規定すること  
と労使協定の締結が必要になります。

#### 1) 就業規則に規定します。

就業規則に「5日を超えて付与した年休につい  
ては、従業員の過半数を代表する者との間に協定  
を締結したときは、その労使協定に定める時季に  
計画的に取得させることとする」と規定しておき  
ます。

#### 2) 労使協定を締結します。

従業員の過半数で組織する労働組合または従  
業員の過半数を代表する者との間で、書面による  
協定を締結する必要があります。労使でしっかり  
内容を取り決めておきましょう。なおこの労使に  
よる書面協定は所轄の労働基準監督署に届け出  
る必要はありません。

労使協定で定める項目は、以下になります。

- ・ 計画的付与の対象者(あるいは対象から除く者)
- ・ 対象となる年休の日数
- ・ 計画的付与の具体的な方法
- ・ 対象となる年休を持たない者の扱い
- ・ 計画的付与日の変更

### ◆制度導入上の注意点

1) 計画的付与を行った場合、対象になる年休  
を法人・職員の都合で一方向的に変更するこ  
とはできません。

2) 年休のない職員や計画付与された日数より

少ない日数しかない職員については、①特別  
休暇として付与する等の措置をとるか、また  
は②休業させることになるので、平均賃金の  
60%を支払わなければなりません。

計画付与制度を採用するには、組合との対応が  
必要になります。制度を導入すると、年休取得を  
促進するために、夏季・年末の特別休暇が減っ  
てしまう可能性もでてくるので、反対されることが  
当然にあるかと思えます。しかし、せっかく労基  
法でほぼ全ての職員に与えられているものが、有  
効的に活用されていないのはもったいないです  
ね。組合と話し合っ、特別休暇が減っても、全  
体の年休取得が進むことの方が公平に休暇を取  
ることができると思えば、良い保育  
環境を作ることにつながるのではないかと思  
います。

---

社会保険労務士の松田さんに質問してみせん  
か？疑問や質問を、事務局までお寄せ下さい。

\* FAX 番号：03-6265-3184

\* メール：[gsp10404@nifty.com](mailto:gsp10404@nifty.com)



### ●おすすめの本

『ちいさいなかま』

2014年1月臨時増  
刊号

幼児期の保育・教  
育のあり方が問われ  
ている今、4・5歳児  
の遊び、関わり、学  
びについて考えます。

【小論】考える力を耕す保育…平松知子／幼稚園・  
保育所の子どもにとってあそびが大切な意味…勅使  
千鶴／友だちの中で育つ子どもたち…西川由紀子／  
保育のなかの学びを考える…鈴木佐喜子／幼児期だ  
からこそ身につく力とは…大宮勇雄 + 保育実践・  
保護者手記 【定価：460円】

## 当**面**の課題

### ●24条1項にもとづき 保育園経営を貫こう！

経営懇役員会として、『幼保連携型認定こども園ではなく、児童福祉法24条1項にもとづく保育園で保育事業を継続していこう』という“訴え”を作成し、経営懇内外の民間保育園に呼びかけることとしました。

“訴え”は、3月中に作成し、みなさんにお届けします。近隣の保育園にも呼びかけましょう。

### ●市区町村へのとりくみ

条例策定が予定される6月議会に向けて、市区町村にどう働きかけるかが重要です。できることから動きをつくりましょう。

#### \*自治体・議会へ、要請や要望を！

- ・要望や請願署名（個人署名）等、具体的な要望事項を自治体・議会に届けよう。
- ・行政説明等に、質問や意見を出そう。

#### \*関係者との共同のとりくみを！

- ・保護者・関係者向け説明会開催を要望しよう。
- ・幅広い関係者・行政関係者も含めた学習会を企画したり、一致できる点で自治体への要望や懇談をしよう。

#### \*新制度と他の運動を連動させよう！

待機児童問題や民営化反対の運動等を、新制度の運動と連動させよう

※同封の『運動の手引き』（発行：全国保育団体連絡会）をご参照下さい。要望書等のひな形も掲載されています。

### ●集中的に学び力にしよう

#### ①4/26～27 保育研究所フォーラム

3月末から4月初めに提示される政省令・公定価格（仮単価）を、どう読むか!?最新の新制度情報を学び、各地域に持ち帰りましょう（同封の案内書参照）。

#### ②6/1～2 学習会&経営懇総会

保育研究所に協力していただき、集中講座を予定（講師依頼中）。総会は6/2の午後に開催します。

詳細は、決まり次第ご連絡いたします。

同封の資料（ご確認ください）

- ①子ども・子育て支援新制度説明会資料（抄）
- ②新制度フォーラム（4月26～27日）ご案内
- ③岡山市の資料
- ④運動の手引き（全保連発行）



イラスト：近藤理恵